



議案第三十一号

神倉地区小規模排水対策特別事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

一	事業の名称及び工事名	小規模排水対策特別事業
		神倉地区暗渠排水及び区画整理工事
二	施行場所	三朝町大字神倉及び東小鹿地内
三	工事の概要	暗渠排水 六・五ヘクタール 区画整理 八・五ヘクタール
四	事業費	八四、〇〇〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十五年度から二箇年間